

## 善通寺市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定に基づき公表します。

令和2年11月11日

善通寺市監査委員 藤岡博文

善通寺市監査委員 壽賀崎久

### 令和2年度財政援助団体監査の結果について（前期分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定に基づき、次のとおり報告する。

なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

### 記

#### 1 監査内容

令和元年度及び令和2年4月1日から令和2年8月31日の補助金等に係る「出納その他の事務」の執行状況が、法令等の規定の趣旨に則ってなされているかどうかについて監査した。

#### 2 監査の対象団体等

- (1) 団体名 善通寺市文化協会
- (2) 所管課 生涯学習課

## 第1 監査の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、本市が、補助金等の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行が、法令等の規定に従って適正に行われているかどうかについて、監査を実施するものである。

## 第2 監査の方法

善通寺市文化協会への令和元年度及び令和2年4月1日から令和2年8月31日の補助金等に係る「出納その他の事務」の執行状況について、関係資料の提出を求め、証拠書類、会計経理は適正に行われているか、事業は交付目的に沿って行われているか等に主眼を置き、関係者から事情聴取を行うことにより実施した。

## 第3 監査の実施日

令和2年10月8日

## 第4 監査対象団体への補助金の名称及び決算額並びに予算額概要

### (1) 補助金

監査対象団体への補助金の名称	令和元年度 決算額（円）	令和2年度 予算額（円）
文化協会活動補助金	975,000円	975,000円

(2) 決算概要（令和元年度）

収入の部

（単位：円）

	予算額	決算額	備考
会費	108,000	111,000	106 団体×1,000 円 新規加入 5,000 円
市補助金	975,000	975,000	文化協会活動助成金
繰越金	126,720	126,720	
定期預金取り崩し	150,000	0	
雑入	10	4	貯金利息
合計	1,359,730	1,212,724	

支出の部

（単位：円）

	予算額	決算額	備考
事務局費	15,000	15,290	
旅費	10,000	5,720	
会議費	90,000	62,558	
事業費	1,040,500	941,319	
負担金	70,000	75,000	
通信費	10,000	10,000	
雑費	10,000	24,890	御野立公園植樹祭御歓び等
予備費	114,230	0	
合計	1,359,730	1,134,777	

収入 1,212,724 円 - 支出 1,134,777 円 = 次年度繰越金 77,947 円

第5 監査の結果

令和元年度の事業報告書及び会計収支決算について、証拠書類等を監査したところ、全般的に概ね適正であった。比較的軽微な事項については、記載を省略しているが、改善検討を要する事項は次のとおりである。

今後とも、一層の厳正かつ適正な事務事業の執行に留意されたい。

## 個別指摘事項

(善通寺市文化協会)

### 収支決算報告書の記載について

決算書の収入の部に、定期預金取り崩しとして15万円の記載があるが、これは、剰余金としての運用なので、繰越金に含めて記載すべきと考えられる。今後、文化協会  
で検討されたい。

(生涯学習課)

### 収支決算報告書の記載について

決算書の収入の部に、定期預金取り崩しとして15万円の記載があるが、これは、剰余金としての運用なので、繰越金に含めて記載すべきと考えられる。今後、文化協会  
を指導されたい。